

文教委員会資料

所管事務の調査（報告）

「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画の策定について」

- 資料 1 国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画素案に対するパブリックコメント手続きの実施結果について
- 資料 2 国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画 概要版
- 資料 3 国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画
- 資料 4 国史跡橘樹官衙遺跡群関係スケジュール

平成30年3月12日
教育委員会事務局

国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画素案に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」は、国史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存し、史跡の価値と魅力を広く伝えていくため、史跡の適切な保存管理、活用、整備、管理運営体制等についての基本的な指針を定めるとともに、個別の基準を定めるための基本方針を示したものです。

専門家や地域関係者から聴取した意見をもとに取りまとめた素案を策定し、広く市民の皆様の御意見を募集しました。

その結果、16通（意見総数47件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画素案
意見の募集期間	平成29年10月10日（火）～平成29年11月9日（木）（31日間）
意見の提出方法	ホームページ、FAX、郵送、持参
意見募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページへの掲載 ・市政だより（10月21日号）への掲載 ・各区役所 ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・教育文化会館、各市民館・市民館分館 ・各図書館・図書館分館 ・教育委員会事務局生涯学習部文化財課（明治安田生命川崎ビル3階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページへの掲載 ・各区役所 ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・教育文化会館、各市民館・市民館分館 ・各図書館・図書館分館 ・教育委員会事務局生涯学習部文化財課（明治安田生命川崎ビル3階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	16通（47件）	
内訳	ホームページ	10通（33件）
	FAX	1通（2件）
	郵送	4通（11件）
	持参	1通（1件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続の実施により、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画素案」の趣旨に沿った御意見、今後の取組を推進する中で参考とさせていただく御意見のほか、内容を充実させる御意見がありましたことから、一部の御意見を反映し、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」を策定します。

【御意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見を踏まえ、計画に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が計画に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 計画に対する質問・要望であり、計画の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 計画素案全般に関すること	2	2				4
(2) 史跡の保存管理に関すること				3		3
(3) 史跡の活用・整備に関すること	10	10	9	6		35
(4) 管理運営と体制に関すること	1			2		3
(5) その他					2	2
合 計	13	12	9	11	2	47

具体的な意見の内容と本市の考え方 【詳細】

(1) 計画素案全般に関すること

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	遺跡の発掘調査の継続、民有地の公有地化、小中学生や市民への啓蒙などが関係部署（国・県・市の関連部署）との協力で行われることを期待する。	本計画は、史跡橋樹官衙遺跡群を将来にわたって適切に保存活用していくための基本的な方針として定めるものであり調査研究の継続、公有地化の推進、活用にあたって、教育的な利用はもとより、多くの市民に史跡の価値を御理解いただくことができるよう、庁内・庁外と連携して取組を推進してまいります。	B
2	橋樹官衙遺跡群は、川崎市民に馴染みのある地として、新たな活力を生み出す都市空間として生まれ変わりつつあります。今後は市民の安心・安全を守り、多くの人々が集う憩いの場と空間となることを願っています。	本遺跡群が地域住民・市民等が気軽に集う憩いの場として利用され、郷土に対する愛着を醸成し、この地域が持つ歴史や文化を生かしたまちづくりに寄与していくための取組を推進してまいります。	B
3	第5章のマスタープランについて、本計画全体がマスタープランだと思って読み進めてきているので、ここに「第5章 マスタープラン」となるとこの位置づけの説明が必要だと思います。第6章から第10章までを展開するための総論だと思いますが、各章にはそれぞれ基本方針と方法がありますので、重複する記述があります。第5章を「計画策定の指針」、この指針に基づき以下の計画を策定するなどの記述を検討していただきたい。	第5章と第6章から第10章の関係性を明確化するため、第5章のタイトルを「橋樹官衙遺跡群における保存活用の基本的な指針」とし、第1節を「基本的な指針」と修正しました。	A
4	第7章および第8章のタイトルが「史跡の活用」「史跡の整備」とあるが、整備の内容は史跡指定地外のことにも触れている。本計画は、史跡とその周辺のことを取り扱っているので、あえて「史跡の」とせず、「活用」「整備」だけでよいのではないか。	第8章の史跡の整備は今後の追加指定や公有地化を見据え史跡指定地外のことにも触れておりますが、活用も同じように史跡地外を含め全体として橋樹官衙遺跡群の活用を取扱っております。このため、第6～8章のタイトルを「橋樹官衙遺跡群の保存管理」「橋樹官衙遺跡群の活用」「橋樹官衙遺跡群の整備」と修正しました。	A

(2) 史跡の保存管理に関すること

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
5	<p>橋樹官衙遺跡群及びその隣接地における地区区分A・B・C内の宅地開発許可基準は適切なものか。また、これら3群の分類は固定化されたものか、あるいは今後の発掘調査の結果により、変更があるのかどうか、これらの基準を明文化し、現地に分かりやすく掲示することを提案します。さらに、これら地域内の宅地開発、地域活性化、史跡の保存管理を三位一体として、どのような方策がとられているか、地域住民と協議し、周知徹底してほしい。</p>	<p>橋樹官衙遺跡群及びその隣接地における宅地開発基準については、本計画において取扱う範囲ではありません。また、A・B・Cの各地区の範囲は、今後の発掘調査の成果や国史跡の追加指定によって変動する可能性が高いため、現地に掲示することは困難です。史跡の保守管理については十分周知徹底し、宅地開発や住宅の建て替えなどの土木工事等にあたっては、史跡の保存活用に留意が得られるよう、地域の皆さまや開発業者等との協議を徹底してまいります。また史跡の保存管理が、地域の活性化に結びつくよう、地域の皆さまとの協議を重ねてまいります。</p>	D
6	<p>たちばな古代の丘緑地について、公園は大人の膝丈は優に超す雑草に覆われていることがあり、中に入ることが出来ないことがある。管理の項目として草刈りも考慮に入れていただきたい。</p>	<p>史跡地内公有地の管理については、第9章第2節「管理運営の方法」において、市が中心になりつつ、地元町会を中心に組織された史跡保存会と連携、協働しながら、管理運営を行うことを記述しており、このなかに草刈りも含まれますので、適切な管理を行ってまいります。</p>	D
7	<p>入梅から9月ごろまでは、史跡地内に雑草が生い茂りやすく、園内の説明板へ到達するのに苦労することもある。保存管理をしっかりとっていただきたい。</p>	<p>史跡地内公有地の管理については、第9章第2節「管理運営の方法」において、市が中心になりつつ、地元町会を中心に組織された史跡保存会と連携、協働しながら、管理運営を行ってまいります。</p>	D

(3) 史跡の活用・整備に関すること

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
8	<p>遺跡の活用について、教員研修の遺跡めぐりや現地講座、定期的な各種教員研修とあり、非常に良い施策である。しかし、市の行政執行を考慮すると、市民と対応する全職員に対し、国史跡に関する意識高揚や啓蒙教育が必要と思います。</p>	<p>児童生徒の遺跡群の活用に向け、教職員等の研修と同様に、市民の生涯学習や地域づくりにかかわる行政職員の意識啓発も重要と考えます。第7章第1節「活用の基本方針」において、「地域住民や市民団体等と連携しながら、史跡橘樹官衙遺跡群を通じて郷土に対する愛着を醸成し、この地域が持つ歴史や価値を生かしたまちづくりを図り、またそれらを担う人材の育成も図る」としており、このなかに市職員を対象とした研修も含まれますが、いただきました御意見を踏まえ、第2節「活用の方法」(2)イのなかに、「市職員を対象とした研修の実施」を明記しました。</p>	A
9	<p>史跡の活用について、近隣の郡衙所在の市や町との情報交換や交流、事業連携推進をご検討ください。例えば武蔵国府や埼玉県日高市など朝鮮半島との文化交流のある自治体との事業の推進。埼玉県日高市などでは、建郡1300年祭をおこなっています。</p>	<p>橘樹官衙遺跡群の配置などは、古代の地方官衙の典型的な姿をあらわしており、古代における地方行政機関の在り方を知るうえで貴重な事例です。これを全国に発信し、他地域の人々にも活用してもらおう取組をすすめるため、官衙または古代寺院等の遺跡を有する自治体等と連携してまいります。</p>	B
10	<p>史跡周辺の住民でさえ、この史跡の存在や意義を知らない人が多数。啓発活動は極めて重要なので、これまでの活動以外に、①テレビやラジオ番組で史跡の価値を広く紹介、②ドローンを使った現地での学習会・交流会開催、③ロボットを使った現地での音声ガイド（市内のIT企業との協働）、④ワンコイン史跡めぐり、⑤“史跡のまち川崎”の創設とPR活動、⑥史跡記念日と植樹祭の創設によるPR活動と市民交流、⑦地域に伝わる伝承の調査・分析・紹介（市内の大学と協力）</p>	<p>市内外への情報発信は、大変重要な課題ととらえ、第7章「橘樹官衙遺跡群の活用」第1節「活用の基本方針」(1)史跡橘樹官衙遺跡群の存在や価値、または調査研究成果等の積極的な情報発信を掲げております。具体的な活用事業の内容については、御意見を参考に、整備基本計画において検討してまいります。</p>	C

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
11	<p>小中学校への出前授業の実施とともに、先生方が教える手助けとなる動画をつくる。全市の副読本に橘樹官衙遺跡群について記載し学ぶ機会をつくり、全小中学校で橘樹官衙遺跡群について学ぶことを必須とする。</p>	<p>第7章「橘樹官衙遺跡群の活用」第2節「活用の方法」に（1）学校教育における活用を記載しています。このなかで、ウ小学校社会科副読本『かわさき』等への史跡を題材とした記事の拡充を図ることにより、川崎市の歴史や橘樹官衙遺跡群の概要についての理解・関心を深め、郷土に対する愛着や文化財保護の精神の醸成を図るとしています。今後は記載内容の充実にむけて、検討を進めてまいります。</p>	D
12	<p>約20年かけて進めている調査で、住宅地の中での調査でここまで進められてきた経緯が細かく記され、現状と課題もその通りと思うことをよくまとめていると思います。現在も地主の方との交渉で発掘調査が随時行われているので、区の広報などで広く市民に調査中の発表などを呼びかけして、市民にアピールし、多くの方に興味を持ってもらいたいです。</p>	<p>市内外への情報発信は、大変重要な課題と捉えております。ICTの利用や出張所等の既存施設をパンフレット・チラシの配布場所、ロビー展示などに活用するなど、広報手段を充実させ積極的な情報発信に取り組むとともに、そのことを明確化するため、第7章「橘樹官衙遺跡群の活用」第1節基本方針に、「既存の公共施設等を有効に活用する」との記載を追加しました。</p>	A
13	<p>第7章に防災拠点としての活用を掲げているが、第5章までにそのことが触れられていない。史跡公園の副次的な機能としての災害対策も考えられるということであれば、拠点という言い方ではなく、そういった機能も想定できるとの表現のほうがよい。それによって、防災倉庫を設置するといった整備手法につながる可能性がある。</p>	<p>防災拠点については、「川崎市地域防災計画」において位置づけており、御意見を受け史跡公園における災害時の役割や機能を整理しました。この結果、地域防災計画における「防災拠点」との混同をさけるため、活用の基本方針における「防災拠点」の記述を「防災機能を担うことも想定できる」と修正しました。</p>	A

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
14	<p>川崎市初の国指定史跡の誕生は、市民の大きな誇りとなったことは間違いないが、高津・宮前両区以外の市民にとっては心理的にも地理的にもやや遠い存在となっていることは否めない。市域の形状や地形上の区分にもより、一体的なものになりにくいのだろうと思う。自分が生活している地域は官衙遺跡群とは無縁とを感じる方も多いと思うが、そこでの活動は都、国府や他の郡などへと結ぶ陸路、川や水路を使って海へと至る人やモノの交流など広い範囲にわたって行われていたはずであるから、最新の研究成果をもとに広域にわたる風景などを映像により再現することで、少しでも身近なものへと感じてもらえるのではないかと。</p>	<p>市内外への情報発信は、大変重要な課題と捉えており、第7章「橘樹官衙遺跡群の活用」第1節「活用の基本方針」に、(1)史跡橘樹官衙遺跡群の存在や価値、または調査研究成果等の積極的な情報発信を掲げております。御指摘の映像制作についても、具体的な情報発信の方策として検討してまいります。</p>	B
15	<p>第7章活用について(1)「学校教育における活用」から「調査研究における活用」まで、豊富な内容であり、進めていただきたい計画だと思います。特に「(2)生涯学習における活用」では、具体策が段階と距離との組み合わせで示されていて、効果的だと思います。</p>	<p>当初案に則り、史跡の活用の取組を推進してまいります。</p>	B
16	<p>第1章第4節上位計画と本計画の位置づけにおいて、「かわさき教育プラン」で掲げている「市民が文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保をはかる」とあります。この目標を第7章史跡の活用に反映していただきたい。55ページなどに「ひとづくり、まちづくり」「人材の育成」などの記述があります。これらがボランティアの育成・活用に相当する記述だとも思いますが、「ボランティアの育成、活用」を明確にさせていただくことで生き生きとした計画になると思います。</p>	<p>「かわさき教育プラン」で掲げる施策との整合性をとるため、第7章第1節「活用の基本方針」の(3)史跡橘樹官衙遺跡群を活用したひとづくりまちづくりの推進に、「地域住民・市民等が気軽に集う憩いの場として利用するとともに、地域住民や市民団体等と連携しながら、史跡橘樹官衙遺跡群を通じて、郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図り、またボランティア等それらを担う人材の育成も図る」と本文を修正しました。</p>	A

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
17	交通アクセスの改善等にあたっては交通機関の運行管理運営会社であるJR東日本・東急電鉄・東急バスとの事業提携の検討も必要と思います。	交通アクセスの改善にあたっては、駐車場や駐輪場の確保、既存の公共交通との連携を含め、本計画に基づき策定する整備基本計画の中で、具体的な検討を進めてまいります。	C
18	駅から遠い遺跡群に気軽に足を運んでもらう工夫として、①武蔵新城駅・武蔵小杉駅・宮前平駅のバス乗り場に共通の散歩コースを掲示した看板を設置する。②バス停から目的地までの道路に案内のマークをつけてスムーズに散策ができるようにする。	史跡橘樹官衙遺跡群は、周辺に展開する歴史的・文化的資産との一体的な活用を図り、郷土の歴史や日本の古代史を体感できる場としての整備をめざします。このため、史跡へのアクセスを示すサインや説明板を適切に設置するため、御意見を参考に、関係者の御意見を伺いながら取組を推進してまいります。	B
19	橘出張所か橘小学校の一角に、資料室等の案内所を設置し、ボランティアや愛護会の人々の詰め所をつくる。武蔵国分寺や相模国分寺、武蔵国府跡、武蔵府中熊野神社古墳等では、近隣に資料館やガイダンス施設があり、地域の人々がかかわり保全への大きな力となり、人々に史跡が親しまれています。史跡を舞台にいろいろなイベントが地域発で実施・発信されている点なども参考にしたい。	第8章第1節「整備の基本方針」に(5)史跡への交通アクセスやサイン、ガイダンス施設・便益施設(駐車場・バリアフリー化等)の整備等、利用者の利便性の向上において、史跡の本質的価値を理解するための展示解説の拠点としてガイダンス施設を位置づけております。施設の場所や運営方法などは、御意見を参考に、今後の整備基本計画において検討を進めてまいります。	C
20	場所がわかりにくいので、影向寺バス停周辺の道路拡張工事後整備されたら、遺跡群のルート案内、情報板など、もっとわかりやすくしてほしいです。調査後埋戻ししているところも調査中の写真などでわかりやすくイメージできるような案内板や、遠い将来は資料館を作りこの遺跡群が指定を受けた重みを広くアピールできるよう願います。	史跡へのアクセスを示すサインや説明板を適切に設置するため、地元の皆さまの御意見を伺いながら取組を推進してまいります。また、長期的な取組としてガイダンス施設の設置に向け、整備基本計画において検討を進めてまいります。	C

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
21	<p>第2章に遺跡へのアクセスについて、地図を用いて示し、可能であれば現状の道標（案内サイン）の設置状況を含ませたらどうか。</p> <p>それによって、44ページに記載のある「案内板等が不十分」に説得力をもたせることができる。</p>	<p>史跡へのアクセス改善をどう図るかは今後の課題の一つであることから、第4章「現状と課題」において、案内サイン・説明板の設置状況を示す図を挿入しました。</p>	A
22	<p>第4章現状と課題において、活用の課題として「史跡には駐車場や駐輪施設等がないとともに、駅やバス停からのアクセスがしやすいとは言い難い」ことをあげているが、参考資料の自己点検項目案の活用の項にこの課題への対応項目がないため、以下を追加してほしい。</p> <p>○駐車場や駐輪施設の整備のための働きかけを積極的に行っているか。</p> <p>○駅やバス停からのアクセス改善の働きかけを積極的に行っているか。</p>	<p>史跡地内に、見学者用の駐車場や駐輪場を設置することは困難であることから、これらの便益施設は史跡地外に設置することになるため、民間事業者や地権者に御協力を働きかけながら設置にむけた検討を行うこととなります。また、アクセス改善につきましては、バス路線の新設は、道路状況等から課題が多いため、時刻表の調整などを含めたアクセスの改善を図ることを念頭に、自己点検項目案の②活用の項目に</p> <p>○駐車場や駐輪施設等利活用のための利便性向上が図られているか。</p> <p>○史跡へのアクセスについて、既存の公共交通との連携は図られているか。を追加し、④管理運営と体制の項目のオ)を周辺公共施設との連携が図られているか、に整理しました。</p>	A
23	<p>56ページ、「知識が全くない人々に史跡の価値や魅力を周知させる。～」とありますが、「史跡の価値や魅力を発信して新たな愛好者、理解者を開拓する」などの記述を検討していただきたい。</p>	<p>第7章第2節「活用の方法」における【各種イベント等や講座の段階】についての表現を、事業の主旨や対象者を具体的に把握することのできるよう、「史跡の価値や魅力を積極的に発信して新たな愛好者、理解者を開拓するような講座・イベント等」に修正しました。</p>	A
24	<p>57ページ「考古学初心者」⇒「史跡や古代文化に興味関心を持ち始めた人たち」等の記述を検討してほしい。</p>	<p>第7章第2節「活用の方法」における【具体例】において、対象が分かりやすくなるよう、「史跡や古代文化に興味関心を持ち始めた人たち」と表現を修正しました。</p>	A

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
25	史跡の整備に関して、「地域住民や市民が様々な活動や交流ができる場の整備」とある。そこで長期的な展望として、橘小学校や高津区役所橘出張所を学校教育・生涯学習・防災などの複合施設として運営・運用することを検討できないか。	高津区役所橘出張所や橘小学校の機能については、本計画で検討を行う範囲ではありませんが、防災時の取扱いについては、現時点では橘小学校は避難所として、橘出張所は被害情報・避難情報の集約や、災害関連情報の広報を行うこととなっており、出張所の建物については、それらの災害対応業務を行うために使用されることになっております。	D
26	史跡整備の基本方針として、「(4) 史跡橘樹官衙遺跡群を中心に地域住民や市民等が様々な活動や交流ができる場の整備」を掲げているが、(仮称) 史跡記念館の建設等の明記をしてはいかがか。東高根森林公園や生田緑地ビジターセンター、日本民家園本館などが参考になるのではないか。	第8章第1節「整備の基本方針」には6項目を記載しており、このうち「(5) 史跡への交通アクセスやサイン、ガイダンス施設・便益施設(駐車場・バリアフリー化等)の整備等、利用者の利便性の向上」を掲げております。本計画においては、ガイダンス施設を史跡の本質的価値を理解するための展示解説の拠点として位置づけており、御意見にある(仮称) 史跡記念館にあたるものと考えております。ガイダンス施設の方向性については、今後の整備基本計画において検討を進めてまいります。	D
27	橘樹官衙遺跡群を「川崎市四季の森公園」として位置づけ、①「次世代に価値をつなげるみどりの創造拠点」として平時にも災害時にも「心のよりどころ」となる場所の実現を図ること。②公共が整備する公園や道路と機能分担しながら、日常時だけでなく災害時にも一体的に機能し、連続的な空間となるよう、適切な整備や運営を行うこと。	災害時における緑地等の利用については、市全体の方向性のなかで検討を進める課題であると考えますが、災害時においても橘樹官衙遺跡群が地域の防災機能を担うことを、第7章第1節「活用の基本方針」(3) 史跡橘樹官衙遺跡群を活用したひとづくり、まちづくりの推進として掲げております。具体的な機能については、整備基本計画の中で検討を進めてまいります。	C
28	橘樹官衙遺跡群を「川崎市四季の森公園」として位置づけ、「川崎の新たなエネルギーを生み出す活動拠点」のひとつとして、総合的な環境が調和した空間を基本的考えとして保存・管理・活用・整備・運営していくべきである。	史跡橘樹官衙遺跡群については、川崎市の新たな魅力として、また、市民等の活動拠点としての利活用が期待されており、第5章「橘樹官衙遺跡群における保存活用の基本的な指針」に掲げる「地域を知る学びの場や人材を育成するひとづくりの場としての整備・活用」を図ってまいります。	D

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
29	案内標識板の整備拡充を提案します。	史跡橘樹官衙遺跡群は、周辺に展開する歴史的・文化的資産との一体的な活用を図り、郷土の歴史や日本の古代史を体感できる場としての整備をめざします。このため、史跡へのアクセスを示す標識や説明板を適切に設置するため、地元の皆さまの御意見を伺いながら取組を推進してまいります。	B
30	「たちばな古代の丘」の現説明板では、配置図が実際の緑地での配置と逆になっている。地図上、正しく書けているが説明板を見て実際の緑地での配置を考えると、頭の中で方向を回転する必要がある、わかりにくくなっている、改善を希望する。また、正倉建物の時期や構造による色分けはわかりやすいので、現行の説明板の内容を踏襲してほしい。	本計画における保存活用計画の短期的に取組むべき方針として、本格的な整備を行う前に簡易的な説明板やサイン等を設置し、市民等の活用しやすい環境を整えることを掲げております。現説明板は設置後に発掘調査等の成果が蓄積してきており、更新が必要な点は市としても認識しております。御意見を踏まえ先行的に取組むことのできる施策として早期の実現をめざします。	B
31	橘樹官衙遺跡群と橘樹郡衙の定義がわかりにくいので、解説板に官衙と郡衙の違いについて簡単な説明を書き込むことを希望する。	本計画における保存活用計画の短期的に取組むべき方針として、本格的な整備を行う前に簡易的な説明板やサイン等を設置し、市民等の活用しやすい環境を整えることを掲げております。現説明板は設置後に発掘調査等の成果が蓄積してきており、更新が必要な点は市としても認識しております。御意見を踏まえ先行的に取組むことのできる施策として早期の実現をめざします。	B
32	橘樹郡衙跡の構造として郡庁・正倉・館・厨等があること、未だ発見されていない重要な建物がこの地にあることへの想いが膨らむので、館の推定地及び郡庁・厨の説明を検出遺構の図と共に推定地の記述を願いたい。	本計画における保存活用計画の短期的に取組むべき方針として、本格的な整備を行う前に簡易的な説明板やサイン等を設置し、市民等の活用しやすい環境を整えることを掲げております。現説明板は設置後に発掘調査等の成果が蓄積してきており、更新が必要な点は市としても認識しております。御意見を踏まえ先行的に取組むことのできる施策として早期の実現をめざします。	B

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
33	<p>橘樹官衙遺跡群は「高津の散歩道」のコース上にあるが、このコースにはトイレが影向寺に1か所あるのみである。公的なトイレがないので是非設置をお願いしたい。</p>	<p>第8章第1節「整備の基本方針」には6項目を記載しており、このうち「(5) 史跡への交通アクセスやサイン、ガイダンス施設・便益施設(駐車場・バリアフリー化等)の整備等、利用者の利便性の向上」を掲げております。来訪者が使用できるトイレも便益施設に含まれ、今後の整備基本計画において遺跡への影響を与えない設置場所を検討してまいります。</p>	C
34	<p>正倉と橘樹郡衙の「実体を体感させる」為、整備計画で復元正倉の建設を検討してほしい。古代正倉のイメージを現すためには最低2棟、正倉群のイメージを作るため、残りの正倉のうちいくつか(例えば品の字の正倉)の柱のみで復元し、(高さを50cm位)ベンチ代わりにしたら確実に「たちばな古代の丘緑地」の歴史的価値は向上し橘樹郡衙の象徴となり得ると考える。</p>	<p>復元建物の建設など、整備に関しては第8章第1節「整備の基本方針」に(2)古代官衙遺跡の景観等が体感できる整備を掲げています。御意見の復元建物については、この方針を実現する一つの方法と考えますが、本計画を受けて策定予定の整備基本計画において、地下の遺構への影響、周辺の住環境への影響、保存管理の手法等について、総合的に検討してまいります。</p>	C
35	<p>影向寺遺跡について、現在は影向寺遺跡としての説明板がないので、設置願いたい。また、古代影向寺の設立年代を示す、「八葉蓮華文軒丸瓦」・「无射志国荏原評」銘文字瓦の説明も全体説明板に入れていただきたい。</p>	<p>本計画における保存活用計画の短期的に取り組むべき方針として、本格的な整備を行う前に簡易的な説明板やサイン等を設置し、市民等の活用しやすい環境を整えることを掲げております。現説明板は設置後に発掘調査等の成果が蓄積してきており、更新が必要な点は市としても認識しております。御意見を踏まえ先行的に取り組むことのできる施策として早期の実現をめざします。</p>	B

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
36	<p>影向寺遺跡現地に設置される解説板には、官衙遺跡の構成として重要と考えられる水源や明津・北浦で示される地名からも、この地は近くに水があり文化が栄えたとの説明もあっても良いのではないかと（古代人の生活についての記述もあっても良いのではないかと）、また、現在は影向寺薬師堂前に僅かに痕跡が残る土塁や密教本堂様式の薬師堂についても焦点をあてた説明があってもよいのではないかと考える。</p>	<p>御意見を参考に、説明板やサインの内容を検討します。</p>	B
37	<p>影向寺の影向石について、塔心礎をイメージさせるものとして、現在市民ミュージアムにあるシミュレーションの写真でも良いから、影向石の側に説明板で示したらどうか。現実には、石の大きさと心柱の太さを実感させることにより、三重塔の大きさを少しでも体感できるのではないかと考える。塔基壇の大きさを実感させる為にも、基壇の模型が側にあれば、より三重塔のイメージが膨らみより三重塔をイメージできるのではないかと考える。</p>	<p>史跡の整備に関しては第8章第1節「整備の基本方針」に（2）古代官衙遺跡の景観等が体感できる整備を掲げております。遺構の復元や模型の設置などについては、本計画を受けて策定する整備基本計画において、総合的に検討するものとし、検討の際の参考といたします。</p>	C
38	<p>史跡へのアクセスについて、子母口貝塚・郡衙・影向寺をコースとしてめぐり、中原街道の横断で信号はあるものの、信号待ちをする場所が狭く交通量も多い為危険を伴っているため、高齢者も多く丘の上から接続できる横断スロープのようなアクセス路があるとより快適になると考える。</p>	<p>史跡への交通アクセスの整備や利用者の利便性の向上については、第8章第1節「整備の基本方針」に掲げていますが、御指摘の横断歩道（影向寺交差点）については、都市計画道路丸子茅ヶ崎線（蟻山坂工区）として、事業実施中であり、そのなかで遺跡へ訪れる方の安全性へ配慮した整備を進めてまいります。</p>	D

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
39	<p>第4章現状と課題の第3節整備において、「史跡へのアクセスと便益施設」にも記載がありますが、史跡周辺は道路幅が狭く歩道もない場所が大半であることから、都市計画道路である「野川柿生線」と「登戸野川線」の早期事業化による道路開設をお願いします。</p>	<p>本市の幹線道路の整備につきましては、厳しい財政状況の中、効率的・効果的な道路整備を推進していくため、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とした「第2次道路整備プログラム」を定め、客観的指標などを用いて整備効果の高い箇所を選定し、取組を進めているところです。</p> <p>橘樹官衙遺跡群周辺の都市計画道路野川柿生線、登戸野川線につきましては、道路整備プログラムの事業推進路線へ位置づけておらず、現時点では事業着手の見通しをお示しすることができない状況となっております。今後とも、市民の皆様の御協力を得ながら、計画的な道路整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。</p>	D
40	<p>整備の内容が一般的に漠然としたイメージのみで、どのような整備の青写真なのかが具体的にわかりづらい。今後の公有地化した追加指定を経なければわからない状況であるが、7章と連動して具体的にどうなるのか、どうしていきたいのかということを示さないと、市民にも理解や協力を得にくいのではないかと危惧する。できれば、短期的（10年後）、長期的（30年後）の絵を描いて、それを目標とするようなこととし、追加指定や公有地化の状況によって適宜見直しを図りながら推進するとしたほうがよいのではないかと。</p>	<p>史跡の整備は、本保存計画を受けて策定する「整備基本計画」において、具体的な整備についての検討を進める予定ですが、第8章に整備のイメージが湧くように「整備イメージ図」を掲載し、「具体的には整備基本計画・整備実施設計において提示し、公有地化や追加指定の状況によって見直しを図りながら推進する」と記載しました。</p>	A

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
41	<p>史跡の整備について、史跡公園としての整備を進めてほしい。「ソフトな川崎市」を発信する拠点となると期待できます。ここではイメージ図がほしいところです。</p>	<p>史跡の整備は、本保存計画を受けて策定する「整備基本計画」において、具体的な整備についての検討を進める予定ですが、第8章に整備のイメージが湧くように「整備イメージ図」を掲載し、「具体的には整備基本計画・整備実施設計において提示し、公有地化や追加指定の状況によって見直しを図りながら推進する」と記載しました。</p>	A
42	<p>現地には、現状は看板のみで何もないので、国史跡になったのだからもう少し当時の様子が分かるような復元建物やそれに準ずる立体的なもの、自転車で来られる方のための駐輪場の整備をしてほしい。</p>	<p>整備の内容につきましては、本計画の後に策定する整備基本計画において具体的に検討してまいります。</p>	C

(4) 管理運営と体制に関すること

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
43	<p>管理運営と体制について、後世に史跡を伝えるための予算と人材の拡充を提案します。</p>	<p>史跡橋樹官衙遺跡群の保存管理にあたっては、行政のみの力では限界があることから、地権者、地域の皆さま、企業、研究者、関係機関との連携と協力が不可欠です。また、川崎市は史跡の管理団体でありますので、その役割を果たすために、国庫補助金等を有効に活用し、関係各機関・市民等の連携・協働を含め、管理運営と体制の構築に努めてまいります。</p>	D
44	<p>管理運営と体制について、状況に応じて見直しを図ることを述べたうえで、短期的な管理運営と長期的な管理運営とで分けて考え、短期的な内容として具体的に史跡保存会にお願いする内容と、川崎市が主体で行う内容など、必要な管理運営をどこが行うのかを示しておくか、今後の協議などによる課題とするかを書いておくべきではないか。また、長期的な管理運営については、たとえば「ガイダンス施設にボランティアガイドを養成の上、常駐していただいて公園の管理や施設の運営を自主的にこなうことができるように誘導する」といった現状の考えをまとめておいたらどうか。</p>	<p>橋樹官衙遺跡群の管理運営については、短期的には現在行っている史跡地の管理を継続しつつ、中長期的には活用や整備の計画を踏まえ、地元町会や保存会等と協議を進める課題として今後の取組を進めてまいります。</p>	D
45	<p>第9章管理運営と体制の説明にワンセンテンスが長文になっているところがあるので、2、3文に区切っていただくと読みやすくなると思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、読みやすくなるよう、記述を見直しました。</p>	A

(5) その他

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
46	<p>国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画素案の策定にあたって委員やオブザーバーに女性が入っていない。策定にあたって、地域や市民の目線から意見等も取り入れるため、地元町会や史跡保存会の地元代表者がオブザーバーとして参加したとありますが、第一に女性の意見（女性目線）も取り入れてほしい。</p>	<p>御指摘の内容は、今回募集した意見の内容・範囲と異なりますが、本市では男女共同参画社会の形成にむけた行動計画等を策定し、政策・方針決定の場への女性の参画を推進しておりますことから、今後の整備等の検討においては、女性の御意見を多くいただけるような機会を設けられるよう検討してまいります。</p>	E
47	<p>史跡が、川崎市からの一定の財政的・人的支援も受けながら、今後恒常的に維持・管理され続けていくには、市内外から国外まで多くの方が好んで訪れたくなるような観光資源として活用出来る状態を中期的には目指す必要があります。そのためには史跡自体の整備や魅力の発掘が必要なのは勿論ですが、周辺のインフラ整備や街並み整備も大変重要ですので、こちらも並行して施策の立案・遂行をお願いします。</p>	<p>史跡自体の整備については、本計画を受けて策定する整備基本計画において検討してまいります。周辺のインフラ整備や街並み整備については本計画の範囲では必ずしもありませんが、橘樹官衙遺跡群を多くの方に活用していただけるよう、市全体として検討を進めてまいります。</p>	E